犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成27年7月28日　福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　平成27年第２号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成27年７月28日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成19年９月９日頃から同23年10月４日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

佐津川敏彦、平山　弘一、伊藤　博隆、村上　　進、行事　陽一、児玉　　毅、前谷　美帆、中島　光行、長谷場純一、米村　茂雄、齊藤　雄二、岩見　和美、佐野　良英、荒金　恵美、橋本　　健、中嶋　　良、糸瀬三喜男らが共謀の上、財産上不法な利益を得る目的で、平成19年９月９日から平成23年10月４日までの間、故意に作出した自動車交通事故により被害者役が受傷したように装って保険会社から傷害後遺障害や休業損害等の名目で、保険金をだまし取ったものである。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　検察官が既に把握している保険金の振込口座

三菱東京ＵＦＪ銀行刈谷支店　伊藤　博隆名義　口座番号4839760
三菱東京ＵＦＪ銀行金山支店　伊藤　博隆名義　口座番号3750760
三菱東京ＵＦＪ銀行稲沢支店　佐津川敏彦名義　口座番号1227428
三菱東京ＵＦＪ銀行黒川支店　橋本　　健名義　口座番号0044066
三菱東京ＵＦＪ銀行北九州支店　齊藤　雄二名義　口座番号0016364
福岡ひびき信用金庫直方支店　岩見　和美名義　口座番号0186634
三井住友銀行福岡支店　長谷場純一名義　口座番号7325978
西日本シティ銀行大野東支店　糸瀬三喜男名義　口座番号0442444
西日本シティ銀行福岡流通センター支店　児玉　　毅名義　口座番号0537179
西日本シティ銀行那の川支店　長谷場由美名義　口座番号1100896
西日本シティ銀行県庁前出張所　岩見　和美名義　口座番号0262383
西日本シティ銀行箱崎支店　岩見　和美名義　口座番号2067016
西日本シティ銀行博多支店　児玉　　毅名義　口座番号1901825
福岡銀行春日原支店　糸瀬三喜男名義　口座番号1776337
福岡銀行南ヶ丘支店　荒金　恵美名義　口座番号0473728
福岡銀行博多駅東支店　長谷場純一名義　口座番号1749118
ゆうちょ銀行　齊藤　雄二名義　記号番号17410-20973531

⑵　主な犯行態様

ア　真実は、加害者役の共犯者が軽四輪貨物自動車を運転して、被害者役に衝突させた事実はなかったにもかかわらず、あたかも加害者役の運転する自動車が歩行者に対する安全確認不十分であったため、被害者役に衝突させたように見せかけるなどしたほか、同様な方法で交通事故を作出し、保険金を請求する。

イ　保険金を被告人らが、あるいは医療機関が指定する銀行口座へ振り込ませる。

5　開始決定の時における給付資金の額　金1,250万円

6　支給申請期間　平成27年７月28日から同年９月28日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名　①佐津川絹枝、②佐津川敏彦

⑵　裁判所名　①②福岡地方裁判所

⑶　裁判年月日　①平成25年３月19日、②同年11月15日

⑷　確定年月日　①平成25年４月３日、②平成26年11月20日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

佐津川敏彦が齊藤雄二らと共謀して故意に作出した自動車交通事故により同人が受傷したように装って保険会社をして休業損害等の名目で金員をだまし取り財産上不正な利益を得る目的で犯した詐欺により得た金員の帰属を仮装しようと企て、佐津川敏彦及び佐津川絹枝が共謀の上、平成22年２月１日から同年３月13日までの間、前後14回にわたり、株式会社ゆうちょ銀行福岡貯金事務センターに開設された同女が管理する借名名義の通常貯金口座に、詐欺により得た金員合計1,250万円を振込入金して預け入れ、もって、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒810―8651　福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目５番30号
福岡地方検察庁　犯罪被害者総合対策室　電話番号　092―734―9092（直通）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第２８３号

和歌山県和歌山市黒田94番地31
申立人　亀田　智子
本籍和歌山県和歌山市土佐町１丁目22番地、最後の住所和歌山県和歌山市土佐町３丁目48番地、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日平成27年３月26日頃、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和15年10月12日、職業不明
被相続人　亡　塩崎　輝和
事務所和歌山市南細工町12番地　玉置・石倉法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　石倉　誠也
和歌山家庭裁判所

平成２７年（家）第６８０号

島根県出雲市枝大津町２番地７
申立人　大福工業株式会社
代表者代表取締役　福代　明正
本籍島根県出雲市上塩冶町3629番地１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所島根県出雲市、死亡年月日平成26年５月11日頃から20日頃までの間、出生の場所島根県出雲市、出生年月日昭和34年12月26日、職業無職
被相続人　亡　西村　重信
事務所島根県出雲市今市町869番地７信和ビル２階
相続財産管理人　弁護士　錦織　正二
松江家庭裁判所出雲支部